

【新型コロナウイルス】国家内閣によるクリスマスまでの州境開放に向けた検討、国際旅客受入数の増加に向けた取り組み及び海外渡航及び豪州への入国の原則禁止等にかかる人のバイオセキュリティに関する緊急事態宣言の延長

2020年9月5日
在ブリスベン総領事館

●9月4日の国家内閣後の記者会見で、モリソン首相は、国家内閣での合意事項として、以下の事項等を発表しました。

(1) クリスマスまでに州境開放することを目途に、ホットスポット（感染多発地域）の概念を用いることを含む新たな計画の策定を進める（西オーストラリア（WA）州以外の全州・準州と原則合意）

(2) 連邦政府とすべての州・準州政府が、豪州人等の帰国を支援するため、国際線の受け入れ数拡大に取り組む。

●また、9月3日、連邦政府は、人のバイオセキュリティに関する緊急事態宣言の期間を3か月延長し、12月17日までとすることを発表しました。

1 9月4日の国家内閣後の記者会見で、モリソン首相は、国家内閣での合意事項として、以下の事項等を発表しました。

(1) クリスマスまでの州境開放に向け、連邦政府が検討中のホットスポット（感染多発地域）の概念を用いることを含む、新たな計画の策定を進めることで、WA州以外の全州と原則合意した。

(2) 連邦政府の検討内容は、連邦政府による支援を行うための市中感染ホットスポット指定の感染者数基準として、連邦政府は、都市部においては連続3日間で合計30件（1日平均10件）以上、地方部においては同9件（同平均3件）以上発生した場合に、連邦政府と当該州・準州がホットスポット指定に向け分析・検討を進めるとしており、今後連邦政府とWA州を含むすべての州・準州との間で、ホットスポットの概念につき更なる検討を進めることに合意した。

(3) 更なる豪州人等の帰国を支援すべく国際線の受け入れ数を拡大することに合意し、すべての州・準州政府が連邦政府と協力するとともに、隔離施設等のキャパシティがある都市への国際線受け入れ増に向けた方策につき、連邦政府が航空会社と協力することに合意した。

詳細は、以下の豪首相府発表メディア・ステートメント（英文）をご参照ください。

<https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-040920>

2 また、9月3日、連邦保健大臣は、豪州人及び豪州永住者の海外渡航及びこれら以外の豪州への入国の原則禁止等の根拠となっている、人のバイオセキュリティに関する緊急事態宣言の期間を3か月延長し、12月17日までとすることを発表しました。

詳細は以下の連邦保健省HP（英文）をご参照ください。

<https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-greg-hunt-mp/media/human-biosecurity-emergency-period-extended-by-three-months>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>